

# 登園許可証明書

氏名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登園可

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準 ※ 以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。
	コロナ	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症 （ノロウィルス・ロタウィルス等）	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	ウィルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで。
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており普段の食事が摂れるなら登園可。
	手足口病	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病（ ）	

※ 園生活での注意事項

（

）

医療機関名

医師名

令和5年12月現在コロナインフルエンザの登園許可証は必要ありません